

鳥取県幼児期の教育内容等深化・充実調査研究実行委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県幼児期の教育内容等深化・充実調査研究実行委員会（以下「調査研究実行委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(審議する事項)

第2条 調査研究実行委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき設置されるものであり、その審議内容は鳥取県幼児期の教育内容等深化・充実調査研究の研究方法及びその他の調査研究に関する事項とする。

(組織)

第3条 調査研究実行委員会は、委員10名をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、任命した日から平成30年3月30日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 調査研究実行委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調査研究実行委員会の会議は、鳥取県教育委員会事務局小中学校課長が招集し、委員長が議長となる。

2 調査研究実行委員会は、委員の過半数が参加しなければ、会議を開くことはできない。

3 会議の議事は、出席した委員の半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 調査研究実行委員会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局小中学校課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調査研修実行委員会の運営に関し必要な事項は、鳥取県教育委員会事務局小中学校課長が別に定める。

附則

この要綱は平成29年8月25日から施行する。